

文部時報

第1084号

昭和42年11月

日本文化について 浦松佐美太郎 2

〔座談会〕

「芸術文化の振興」…………… 7

(出席者)・安達健二・宮沢縦一・栗原一登

・寺中作雄・河北倫明

(司会)・鹿海信也

文化財保護思想の普及

——文化財保護強調週間にあたって—— 坂元 正典 35

芸術祭二十年 土生 武則 41

映画フィルムの保存と活用 鹿海 信也 47

著作権条約の新しい展開
——ストックホルム

知的所有権会議から—— 佐野文一郎 62

明治百年とユネスコ 朝吹 三吉 67

国立劇場一年間のあゆみ 寺中 作雄 71

〔紹介〕 高等学校における

職業教育の多様化について(答申) 望月哲太郎 77

〔随想〕 随想二題……………佐藤 知雄 80

〔教育用語〕「著作権」とは 加戸 守行 52

〔現場の教育問題〕

「特殊教育の諸問題」寄稿……………小椋 義久 58

解説……………松原 隆三 59

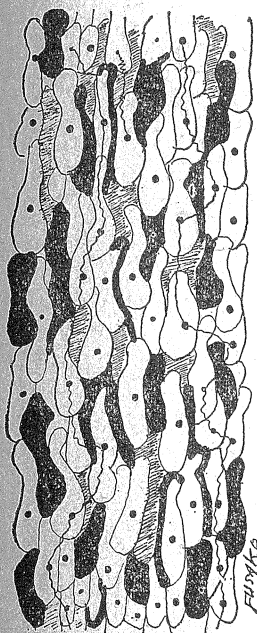
〔連載第四回〕

人物を中心とした青森県教育郷土史

……………苫米地武男 85

文部省の会議・行事等から…………… 54

文部省重要通達一覧…………… 95



「著作権」とは

加 戸 守 行

〔はじめに〕

著作権とは、著作者がその著作物を独占排他的に利用しうる権利、すなわち、著作者のみがその著作物をみずから利用し、あるいは他人をして利用させることができ、著作者以外の者の支配を認めないところの権利をいう。

著作権は、無体の知的所産を客体とする権利であって、特許権、意匠権等の工業所有権とともに無体財産権あるいは知的所有権と呼ばれ、有体物を客体とする権利である所有権とその性格を異にする。

作者といい、著作者は、その著作物について、経済的利用権（著作権）および後述する人格権（著作者人格権）を享有する。

〔著作権の内容〕

著作権は、前述したような著作物を経済的にありとあらゆる方法で利用することができる権利であって、その内容としては、複製（印刷、複写等）、録音、録画というような有形的な利用、上演、演奏、口述、放送、展示、上映というような無形的な利用、翻訳、編曲、脚色、映画化、翻案というような間接的な転用があげられる。現行著作権法（第一条）はこのことを「複製」概念ですべて包含させているが、実際問題としては、どのような「展示」について権利が及ぶものとするか、あるいは、「頒布」の権利が認められるかどうか、等についてむずかしい議論の存するところである。

いずれにしても、一般的には、著作者に無断で、論文を転載し、講演を録音し、脚本を上演し、音楽を演奏するというような行為が著作権侵害となるものであることを理解すればたたり。

なお、この場合において、上演、演奏等のいわゆる無形的な利用は、公衆に対し行

著作権は、著作物が創作された場合、その創作と同時に、いかなる方式または手続きを要することなく、その著作者に当然に発生する（いわゆる無方式主義）。この点において、著作権は、特許庁に出席して登録を受けることにより権利が発生する工業所有権とは、根本的に異なる。

わが国においては、著作権は、著作権法（明治三十二年法律第三十九号）によって保護されている。

〔著作物〕

人間は、小説を書き、演説を行ない、作曲をし、絵を描き、写真を撮るということによって、その思想感情を外部に表現する。このように、人間の思想感情が、独創的に、かつ、言語、音、身ぶり、形状などを媒介として外部から客観的に認識しうる程度に表現されたものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものが、著作物として法律上の保護を受ける。

著作物を大別すると、①小説、脚本、論文、演説等の言語の著作物、②音楽の著作物、③舞踊または無言劇の著作物、④絵画、版画、彫刻、建築物、美術工芸品等の

なうものに限り、権利が及ぶものであることに留意する。

〔著作権の制限〕

現行著作権法は、第三十条において、個人的複製、引用、無料興行、レコード演奏等の特定の行為を、出所の明示を条件として、自由としている。

〔保護期間〕

現行著作権法上、一般の著作権は著作者の生存間および死後三十七年（無名・変名の場合は公表後三十七年）、団体名義の著作物の著作権は公表後三十二年、写真の著作権は発行後十二年、それぞれ保護されることとなり、翻訳権については、原著物の発行後十年内にその翻訳物が発行されないときは消滅するものとされている。

〔著作権侵害〕

著作権者（著作者、その相続人、または著作権の譲渡を受けた者）の了解（許諾）を得ないで著作権の内容たる行為をなせば、著作権侵害となり、民事上（損害賠償等）および刑事上（刑罰）の責任を追求される。

〔著作者人格権〕

著作者は、その著作物に関する人格的利

美術の著作物、⑤地図、設計図、図表、模型等の学術的な著作物、⑥写真の著作物、⑦映画の著作物、などがあげられる。このような分類による原始的な意味における著作物のみならず、著作物を翻訳し、編曲し、脚色し、翻案することによって創作したもの（二次的著作物、あるいは著作物の編集物（編集著作物）も、それぞれ著作物である。たとえば、この文自体も一つの著作物であるとともに、この文部時報全体も多数の著作物を編集した著作物ということになる（したがって、末尾に附せられた「著作権所有 文部省」の表示は、編集著作権者が文部省であることを意味し、各掲載論文個々の著作権をも含むものではない）。

著作物は、必ずしも有体物（たとえば文書）に記されていることを要せず、口頭の演説それ自体も著作物でありうるが、いかにすぐれた思想感情であっても、人間の頭脳の中にとどまっている限りにおいては、著作物ということはいできない。

〔著作者〕

著作物を創作した者（法人を含む）を著

益を保持する権利（著作者人格権）、すなわち、著作者の氏名称号を変更されない権利（氏名表示権）、著作物の題号・内容を改変されない権利（改変等禁止権）などを有する。学者によっては、財産的権利である著作権とこのような著作者人格権とを総称する概念としての著作者の権利を「著作権」の用語を用いて表現するものもある。

〔著作権制度の全面的改正〕

現在、文部省においては、現行著作権法が今日における著作物の利用手段の高度に発達した時代の要請に応じがたいものであることにかんがみ、著作権保護の国際的基準への到達（たとえば、保護期間を著作者の死後五十年とし、レコード演奏についての権利を認める等）その他を内容とする著作権制度の全面的な改正のための作業を進めているところである。

〔おわりに〕

「著作権」の用語の説明としては、以上のほかに、条約関係その他尽すべき点が多あるが、紙数の関係で省略する。最後に、著作権尊重の意識の関係者各位における開発普及方を期待してやまない。

（文化局著作権課課長補佐）

MEJ 9493 月刊『文部時報』 11月号 第1084号

著作権
所有

文 部 省

昭和42年11月5日 印刷
昭和42年11月10日 発行

発行者 株式会社 帝国地方行政学会
小 川 平 二

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

営業所 株式会社 帝国地方行政学会

東京都新宿区西五軒町 52番地

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京10,000番

定価 70円 (〒6 円)
年間購読料 840 円

* 一年分前金の場合は、送料は当社負担でお送りします。

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店にお願いします。